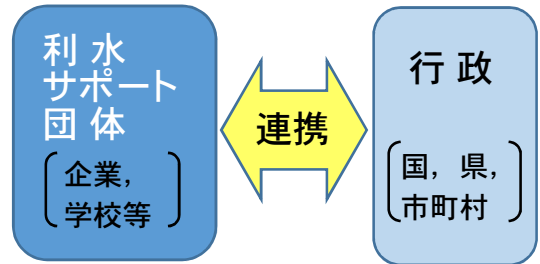


“利水サポート団体”について

■ 利水サポート団体とは？

◆ 利水サポート団体とは、気候変動の影響による異常少雨の発生など将来の渇水リスクの増大に、県を挙げて取り組むため、平成29年4月1日施行の「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」に位置づけられた新たな組織であり、国や県などの行政機関との連携のもとで、節水・渇水対策の推進にあたります。



◆ 利水サポート団体は、次のうち、いずれかの活動を継続して実施します。

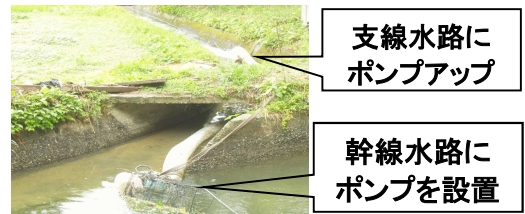
① 国、県及び市町村が取り組む節水及び渇水対策への協力

例) 行政とともに取り組む積極的な啓発活動



② 節水及び渇水対策に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供

例) 持ちうる器具等を用いて、節水及び渇水対策に協力



③ 節水、渇水対策及び再生水等の利用に関する情報又は資料の収集及び提供、調査研究並びに知識の普及啓発

例) 勉強会や研修会などを通じた普及啓発



例) 「全日本中学生 水の作文コンクール」などを通じた普及啓発

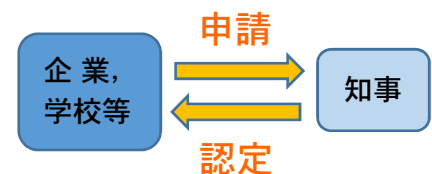


■ 利水サポート団体の認定を受けるには？

利水サポート団体として行政と連携し、活動を行っていただける団体は、**知事に申請**を行います。

申請を受け、活動内容を確認させていただき、利水サポート団体として**認定**します。

※ 県のホームページに募集要項を掲載していますので、申請書類等をご確認ください。



■ 認定団体は県のホームページ等でPR！

県のホームページやイベント等で、節水及び渇水対策を推進し、水行政を支援する団体として、**団体名や企業名等をPR！**

【問い合わせ先】徳島県 県土整備部 河川政策課
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2625 メールアドレス kasenseisakuka@pref.tokushima.lg.jp